平成３０年（フ）第３２６７号
東京都武蔵野市御殿山１丁目２－１－703
債務者　前澤有希乃
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２６８号
東京都足立区佐野１丁目４－４
債務者　福滿　美保
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３２６９号
神奈川県相模原市緑区橋本台２丁目１－１－202
債務者　佐藤　　匠
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８４８号
横浜市港北区菊名３丁目４番23号　ベゼット菊名202
債務者　藤原　恵美
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９１４号
横浜市戸塚区下倉田町1897番地250
債務者　大須賀恵子
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９１８号
横浜市泉区和泉町7817番地１　スカイハイツいずみ野202号
債務者　及川　達也
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９５５号
横浜市南区中里４丁目１番16号　藤生ハイツ403号
債務者　塙　　賢
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９６３号
横浜市緑区寺山町115番地１　遠藤ビル502号
債務者　今井　栄一
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第５７２号
東京都西東京市田無町７丁目９番15―308号
債務者　松田　孝太
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６３８号
横浜市南区別所中里台１番６号
債務者　廣川　　諒
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１９６号
静岡市葵区田町５丁目16番地の２　レオパレス田町第３　201
債務者　牧田　　猛
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５５号
沖縄県中頭郡北中城村字安谷屋291番地２
債務者　山内　直人
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成３０年（フ）第５８号
沖縄県沖縄市古謝津嘉山町25―10　レオパレスＫ’ｓ108号室、住民票上の住所沖縄県うるま市字高江洲1017番地８
債務者　仲村渠安弘
1　決定年月日時　平成30年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成30年９月12日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第１１７３号
さいたま市北区別所町36番地１
破産者　ホームステージ株式会社
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３２５号
大阪府貝塚市久保80番地４棟203号
破産者　津志田裕二
1　決定年月日　平成30年５月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係